

○国土交通省告示第千五十八号

無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和四年国土交通省令第五十九号）第六条第一号及び第四号の規定に基づき、登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月九日

国土交通大臣 金子 恭之

登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示（令和四年国土交通省告示第九百五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改 正 後
<p>(講習時間並びに必要履修科目の教育時間等の教育の内容及び教育の方法)</p> <p>第一条 無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和四年国土交通省令第五十九号。以下「講習機関省令」という。）第六条第一号の告示で定める講習時間及び必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準は、次の表に掲げる区分による。</p>	区分	講習時間及び必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準
<p>二 技能証明書返納証明書の交付を受けた者（直近において受けた無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）の有効期間が満了する日から起算して三年を経過しない者に限る。）であって、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三十六条の五十四第一項及び第二項の規定により、学科試験及び実地試験の免除を受けようとするものに係る</p>	一 二に掲げる者以外の者に係る課程	別表第一に掲げる基準

		改 正 前
<p>(講習時間並びに必要履修科目の教育時間等の教育の内容及び教育の方法)</p> <p>第一条 無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和四年国土交通省令第五十九号。以下「省令」という。）第六条第一号の告示で定める講習時間及び必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準は、別表第一のとおりとする。</p>	講習時間及び必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準	別表第一に掲げる基準

2 講習機関省令第六条第一号の告示で定める教育の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 対面により行う学科講習の受講者の数は、おおむね五十人以下であること。

二 実地講習の受講者の数は、一人の講師に対して、おおむね五人以下であること。

三 登録講習機関は、次に掲げる安全を確保するための措置を講じた上で、実地講習を実施すること。

(イ) 無人航空機の点検、監視員の配置その他の危険を防止するための措置

(ロ) 事故が発生した場合における救助体制の確立

(ハ) その他実地講習を行う場合において、適当と認められる措置

四 実地講習又は修了審査は、別表第三の上欄に掲げる施設及び設備であつて、同表下欄に掲げる基準に適合するものを用いて行われるものであること。

五 オンラインで講習を行う場合は、当該講習は、別表第四で定める基準に適合すること。

六 第一条第一項の表の二の項の課程に係る学科講習については、当該講習修了時に、講習の効果を測定するための修了確認試験を行い、各登録講習機関が定める修了基準を満たした者に対して学科講習を修了したものとすること。

七 第一条第一項の表の二の項の課程に係る実地講習を操縦シミュレーターで行う場合は、当該講習は、別表第五で定める基準に適合する操縦シミュレーターを用いて行われるものであること。

(登録講習機関管理者及び講師に対する研修)

第二条 講習機関省令第六条第四号の告示で定める登録講習機関管理者に対する研修の基準は、別表第六のとおりとする。

2 省令第六条第一号の告示で定める教育の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 対面により行う学科講習の受講者の数は、おおむね五十人以下であること。

二 実地講習の受講者の数は、一人の講師に対して、おおむね五人以下であること。

三 登録講習機関は、次に掲げる安全を確保するための措置を講じた上で、実地講習を実施すること。

(イ) 無人航空機の点検、監視員の配置その他の危険を防止するための措置

(ロ) 事故が発生した場合における救助体制の確立

(ハ) その他実地講習を行う場合において、適当と認められる措置

四 実地講習又は修了審査は、別表第二の上欄に掲げる施設及び設備であつて、同表下欄に掲げる基準に適合するものを用いて行われるものであること。

五 オンラインで講習を行う場合は、当該講習は、別表第三で定める基準に適合すること。

六 第一条第一項の表の二の項の課程に係る学科講習については、当該講習修了時に、講習の効果を測定するための修了確認試験を行い、各登録講習機関が定める修了基準を満たした者に対して学科講習を修了したものとすること。

(登録講習機関管理者及び講師に対する研修)

第二条 省令第六条第四号の告示で定める登録講習機関管理者に対する研修の基準は、別表第四のとおりとする。

2 講習機関省令第六条第四号の告示で定める講師に対する研修の基準

は、次の各号に掲げるものとする。

一 登録講習機関の講師になろうとする者又は当該講師に係る研修を受けた後三年を経過する者が、当該登録講習機関において受けなければならぬ研修は、別表第七（第六号を除く。）に定める基準に適合するものであること。ただし、一等無人航空機操縦士及び二等無人航空機操縦士の資格に係る登録講習機関の講師についての研修を併せて受ける場合には、同一の研修科目について、そのいずれか一方の研修の研修科目を省略することができる。

二 (略)

3 講習機関省令第六条第四号の告示で定める講師のうち、修了審査を行ふことができる者（以下「修了審査員」という。）に対する研修の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 登録講習機関は、修了審査員の候補者を選任し、当該者に対して、技能証明の区分に応じて、別表第七の基準に適合した研修を受けさせること。

二 登録講習機関は、別表第七第六号の研修を修了した者に対して、指定試験機関が発行する研修を修了したことを証する書類（次号において「審査員研修修了証明書」という。）を保持している者に限り、登録講習機関の修了審査員として選任すること。

三・四 (略)

別表第一 講習時間及び必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準
(第一条第一項の表の一の項関係)

一 学科講習

修科目 の方法	必要履修 科目	必要履修 時間 (注)
(略)		

2 省令第六条第四号の告示で定める講師に対する研修の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 登録講習機関の講師になろうとする者又は当該講師に係る研修を受けた後三年を経過する者が、当該登録講習機関において受けなければならぬ研修は、別表第五（第六号を除く。）に定める基準に適合するものであること。ただし、一等無人航空機操縦士及び二等無人航空機操縦士の資格に係る登録講習機関の講師についての研修を併せて受ける場合には、同一の研修科目について、そのいずれか一方の研修の研修科目を省略することができる。

二 (略)

3 省令第六条第四号の告示で定める講師のうち、修了審査を行うことができる者（以下「修了審査員」という。）に対する研修の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 登録講習機関は、修了審査員の候補者を選任し、当該者に対して、技能証明（以下「技能証明」という。）の区分に応じて、別表第五の基準に適合した研修を受けさせること。

二 登録講習機関は、別表第五第六号の研修を修了した者に対して、指定試験機関が発行する研修を修了したことを証する書類（次号において「審査員研修修了証明書」という。）を保持している者に限り、登録講習機関の修了審査員として選任すること。

三・四 (略)

別表第一 必要履修科目並びに講習時間等の講習の内容及び講習の方法
(第一条第一項の表の一の項関係)

一 学科講習

修科目 の方法	必要履修 方	時間数 (注)
(略)		

		合計		(略)	
		二 実地講習		(略)	
		必要履修科目	注1、	注2、	注3
3	(略)	法	履修方	法	講習時間数及び各科目の履修要否
4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を受ける。	(略)	(略)	(略)	(略)
注	1・2	合計	(略)	(略)	(略)
3	シミュレーターでの講習については、履修科目ごとの最低時間数の四割を上限として講習時間に含めることができる。	(略)	(略)	(略)	(略)

ために必要な実地講習に相当する二時間の実地講習を含む。
 ただし、有効な修了証明書又は無人航空機操縦者技能証明書
 (いざれも航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)以下
 「法」という。) 第百三十二条の八十六第二項第二号の飛行
 の方法(以下「目視内飛行」という。)についての限定をし
 ない技能証明に係るものに限る。) を有する場合には、これ
 を免除することができる。

6
9
(略)

別表第二

講習時間及び必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準
(第一条第一項の表の二の項関係)

一 学科講習

必要履修科目 (注1、2)		必要履修科目 の方法 の履修 方法	必要履修 科目 の教育 時間
講義 (注3)	講義 (注3)		
上 (上)	上 (上)	一等無人 航空機操 縦士	五十分以 上(講義 で三十分 以上、視 聴教教材 の視聴で 二十分以 上)
上 (上)	上 (上)	二等無人 航空機操 縦士	五十分以 上(講義 で三十分 以上、視 聴教教材 の視聴で 二十分以 上)

1 技能証明制度の概要
 一 技能証明制度の枠組み
 二 技能証明を有する者が遵守
 すべき事項
 三 技能証明の取消し等
 2 無人航空機を飛行させる者
 以下「操縦者」という。) が遵
 守すべき事項

(新設)

ために必要な実地講習に相当する二時間の実地講習を含む。
 ただし、有効な修了証明書又は無人航空機操縦者技能証明書
 (いざれも法第百三十二条の八十六第二項第二号の飛行の方
 法(以下「目視内飛行」という。)についての限定をしない
 技能証明に係るものに限る。) を有する場合には、これを免
 除することができる。

6
9
(略)

		一 一般的な遵守事項
		二 特定飛行を行う場合に遵守すべき事項
	三	機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合の遵守すべき事項
	四	遵守事項に違反した場合の罰則
3	3	最近の無人航空機関連の制度改正
4	4	事故・重大インシデントの概要
	及び教訓	事故・重大インシデントの概要
	一 事故・重大インシデントの概要	二 代表的な事故・重大インシデント事例及び教訓
	二 事故・重大インシデントの概要	三 事故・重大インシデントの発生状況
4	四 無人航空機による事故等の危険性	四 無人航空機による事故等の危険性
5	五 事故・重大インシデントを発生させないための遵守事項	五 事故・重大インシデントを発生させないための遵守事項
	5	運航ルール・事故防止に関する情報
	一	無人航空機の機体の特徴
	二	運航時の点検及び確認事項
	三	操縦者の能力低下への対応
	四	安全な運航のための意思決定体制

注 1 一等無人航空機操縦士及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る学科講習を併せて受ける場合には、	講習時間	7 一 種類に応じた運航計画の留意事項 二 飛行の方法に応じた運航計画の留意事項 三 機体の種類に応じた運航計画の留意事項 四 リスク評価手法 五 安全な飛行のために操縦者が留意すべき事項 六 事故等が発生した際に無人航空機を飛行させる者が取るべき対応 七 規制の対象となる飛行の空域及び飛行方法	講義（二十五分以上）	聴覚教義で十五分以上、視聴覚教材の視聴で十分以上
			講義（三十分以上）	聴覚教義で十分以上、視聴覚教材の視聴で十分以上
上 百五分以		上 三十分钟以	上 三十分钟以	—
上 八十分以		上 三十分钟以	—	—

一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る学科講習のみ受講すればよいものとする。

2 直近において受けた技能証明が複数の無人航空機の種類に係る限定がなされたものである場合においては、それぞれの種類ごとに学科講習を受ける必要はなく、直近において受けた技能証明の資格の区分に応じて学科講習を受講すればよいものとする。

3 講義は、教本又はデジタル教材（教本と同一の内容であつて、電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて教本に代えて提供される教材）を用いて行われるものとする。

4 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る学科講習に限る。

5 法第百三十二条の八十五第一項の飛行の禁止空域における無人航空機の飛行及び法第百三十二条の八十六第二項の飛行の方法によらない無人航空機の飛行であつて、立入管理措置を講ずることなく行うものをいう。

二 実地講習

		必要履修科目（注1）	
		法修法の履修方	科目履修
機操縦士	一等無人航空	回転翼航空機（マルチローター）	必要履修科目の教育時間及び内容（注2）
機操縦士	二等無人航空	ヘリコプター	
機操縦士	一等無人航空	飛行機	
機操縦士	二等無人航空		
機操縦士	一等無人航空		
機操縦士	二等無人航空		

注 1 修了審査の時間は講習時間に含めない。 2 直近において受けていた技能証明が複数の無人航空機の種類に係る限定がなされたものである場合においては、それぞれの種類ごとに実地講習を受講すること。 3 第一条第二項第七号に掲げる操縦シミュレーターによる講習を受けた場合は、実地講習を受講したものとみなす。	間 講習時	答 疑 応 び 質 及 導 指 基 づ く 習 に 緯 演 操	2 習 縱 演 操	1 習 縱 演 操	
		～ 注 習 は 習 、 講 義 3 ～ 実 又 演	3) 実 習	(注)	
	以上十五分		上 十 分 以	上 五 分 以	急着陸 (緊急着陸) を伴う飛行 (緊急着陸を伴う飛行)
	以上十一分		上 五 分 以	上 六 分 以	常事態 (異常事態) における飛行 (常事態における飛行)
	分以上二十五		上 十 分 以	以上十五分	高度飛行 (高度飛行)
	以上十五分		上 五 分 以	上 十 分 以	常事態 (異常事態) における飛行 (常事態における飛行)
	以上二十分		上 十 分 以	上 十 分 以	急着陸 (緊急着陸) を伴う飛行 (緊急着陸を伴う飛行)
	以上二十分		上 五 分 以	以上十五分	行 (八) の字飛行 (八の字飛行)

別表第三 実地講習又は修了審査を行うために必要な施設及び設備の基準

施設及び設備	基準
(略)	<p>二 実習空域（修了審査において用いるものに限る。）</p> <p>イ 修了審査において無人航空機の種類がマルチローターであるものを用いる場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 修了審査において無人航空機を飛行させている間は、次に掲げる者以外の者について法第百三十二条の八十五第一項の立入管理制度を講じること。</p>

別表第四 オンライン講習の実施基準 (略)

別表第五 第一条第一項の表の二の項の課程に係る実地講習を操縦シミュレータで行う場合の操縦シミュレーターに係る基準 (第一条第二項第七号関係)

別表第二 実地講習又は修了審査を行うために必要な施設及び設備の基準

施設及び設備	基準
(略)	<p>二 実習空域（修了審査において用いるものに限る。）</p> <p>イ 修了審査において無人航空機の種類がマルチローターであるものを用いる場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 修了審査において無人航空機を飛行させている間は、次に掲げる者以外の者について航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号。以下「法」という。）第百三十二条の八十五第一項の立入管理制度を講じること。</p>

別表第三 オンライン講習の実施基準 (略)

(新設)

一 装置に係
る基準

次に掲げる装置を有し、実地講習を再現できるものであること。

イ 天候、再現する実地講習用空域、再現する無人航空機等の情報をハの電子計算機に入力するための入力装置

※ 再現する無人航空機は、実在する機体と可能な限り類似する性能を有し、別表第三第三号に掲げる基準に適合するものであること。

※ 風速及び風量を設定する場合には、風速二メートル毎秒から三メートル毎秒までの一定の風量とすることが望ましい。

ロ 別表第三第三号の実習用無人航空機と組み合わせる送信機又は形状及び操作感（チューニング機能等を用いて調整できるもの）が実地講習用無人航空機と組み合わせる送信機に類似するものハロの送信機及びニの出力装置の制御並びに画像処理その他の必要な処理を行う電子計算機（訓練のための適切なプログラムを有するものに限る。）

二 次に掲げる装置であつてそれぞれに掲げる基準に適合するものからなる出力装置

- (1) デイスプレイ（画面、画面に表示する装置その他映像を表示する装置をいう。） 次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。(i) 奥行が判別できる大きさであること。(ii) 機体及び実地講習用空域内の物体を判別可能な解像度で画面に表示できるものであること。
- (iii) 別表第三第三号の実習用無人航空機を操縦

二 機能に係 る基 準	
<p>※ 次に掲げる機能を有するものであること。</p> <p>（1）入力装置によりあらかじめ入力した情報に基づき、円滑な映像処理及び音響処理ができ、送信機の操作に連動した機体の挙動を滞滯なく再現できること。</p> <p>（2）模擬飛行を繰り返し行うことができる。</p> <p>（3）講師によるフィードバックが行えるよう、受講者の操縦による飛行の安定性、機体の位置及び高度に関する情報を画面に表示できること。</p> <p>（4）指導を補助する機能として、飛行映像の記録・</p>	<p>した際の操縦者の視界を模した映像（飛行時の機体姿勢変化等に応じ適切に変化するものであつて、操縦者にとって機体とその周りの状況が把握できる程度の視野角を有するものであること。）を連続的かつ自動的に画面に表示できること。</p> <p>（iv）機体の位置及び高度が分かること。</p> <p>※ 実地講習用空域内の物体との相対的な位置関係又は計器情報として対地高度及び機体の速度（飛行機の場合には特に対気速度）を表示し、それらが画面上にて判別できることが望ましい。</p> <p>（v）操縦者の視点を固定できる機能を有すること。操縦者の視点から機体の姿勢が判別できること。</p> <p>※ 飛行機の講習においては、画面内に地面が見え続ける状態で固定できること。</p> <p>（2）音響装置 適切な音量にて、機体から発する音を再現できること。</p>

再生機能、模擬飛行中の表示映像及び音響を一時停止及び再開できる機能又は内部処理による自動判定および助言機能等の機能を有することが望ましい。

別表第六
略

登録講習機関管理者に対する研修の内容及び方法の基準
(略)

別表第四
略

登録講習機関管理者に対する研修の内容及び方法の基準
(略)

別表第七
略

講師に対する研修の内容及び方法の基準
(略)

別表第五
略

講師に対する研修の内容及び方法の基準
(略)

この告示は、附則

公布の日から施行する。